

公共柵設置及び物件設置申請について

申請の前に...

まず設置には、市負担と個人負担のケースがありますので、申請の前に費用負担について、工事受付センター窓口でご相談ください。

ご相談には、案内図、下水道台帳図、公図、登記簿謄本 が必要になります。

まずの設置申請に係る必要書類

公共柵設置及び物件設置の申請をするには、下記の書類を提出してください。

まず設置に関する書類（各 1 部）

- ☐ 公共柵設置申込書（市負担の場合）
物件設置許可申請書（個人負担の場合）
- ☐ 案内図
- ☐ 下水道台帳図
- ☐ 配置図
- ☐ 施工図面（平面図、断面図）
- ☐ 標準工法図
- ☐ 断面一覧表
- ☐ 土留図（掘削深 1.5m 以上の場合）
- ☐ 現地写真（撮影年月日記入、道路全景を撮影）
- ☐ 公図、登記簿謄本の写し
- ☐ 開発行為に関する協議書（調整区域の場合）
- ☐ 建築確認済証の写し（公共柵設置の場合のみ提出）
- ☐ 土地売買契約書又は土地使用に関する承諾書（土地売買、借地、私道の掘削の場合）

公共柵設置工事（市負担）の申請から施工までの期間

公共柵設置工事（市負担）は、申請から施工まで **2 か月以上** の期間を要しますので、早めの申請をお願いいたします。また、本工事は、当年度の予算範囲内で施工するため、1 月以降の申請は年度内に施工できない場合がありますので、予めご了承ください。

工事着手時について

工事着手前日までに「工事予定表」を提出してください。

FAX：028-633-3427（工事受付センター 管理指導グループ）

県管理道路にて施工する場合は、「工事着手届」を提出してください。

※詳しくは、別添「道路占用許可申請に関する書類について」を参考にしてください。

まず設置完了後について

まず設置が完了しましたら、下記の書類を提出してください。

※また、下記書類については、工事完了後、速やかに提出してください。

公共柵設置の場合（各1部）

- ☐ 完成届
- ☐ 工事目的物引渡書
- ☐ 工事完了写真（工程毎に撮影）

物件設置の場合（各1部）

- ☐ 工事完了届
- ☐ 寄付申込書
- ☐ 寄付物件工事費
- ☐ 工事完了写真（工程毎に撮影）